

公有財産使用許可に係る一般条件書

(使用上の制限)

- 1 物件は、地方自治法第238条の4第7項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、常に善良な管理者の注意をもって物件の維持保存をしなければならない。
- 2 使用者は、物件について原状を変更し、または使用目的・用途の全部または一部を変更しようとするときは、事前に書面で知事の承認を受けなければならない。

(損害賠償等)

- 3 使用者が故意または過失により物件を荒廃させ、またはき損したときその他許可条件に違反したときは、原状に回復し、または県に生じた損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取消または変更)

- 4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し、または変更をすることができる。この場合において、当該取消し、または変更によって生じた損失については県に対して補償を求めることができない。

ア 公用または公共の用に供するため必要が生じたとき。

イ 許可条件に違反する行為があると認められるとき。

(原状回復)

- 5 使用者は、使用許可期間を満了したとき、または使用許可が取り消されたときは、自己の負担において知事が指定する期日までに、物件を原状に回復して返還しなければならない。使用者が原状回復義務を履行しないときは、知事は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用者は、何等の異議を申立てることができない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 6 使用者が物件を返還する場合において、使用者が当該物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用は、県に対し償還を請求することができない。

(実地調査等)

- 7 知事は、物件について随時実地調査を行い、または所要の報告を求め、その維持保存について指示することができる。この場合において、使用者は、その指示に従わなければならない。

(使用料)

- 8 使用者は、県の発行する納入通知書により指定された期日までに使用料を納入しなければならない。
- 9 許可書第4項の使用料の額は、経済情勢の変動、法令の改廃等により使用許可期間中であ

っても改定することがある。

- 10 使用者は、物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガスおよび水道等の諸設備の使用料ならびに火災保険料、冷暖房料その他管理上の経費を負担しなければならない。

(転貸等の禁止)

- 11 使用者は、物件を他の者に転貸し、または担保に供してはならない。

(特定承継の手続き)

- 12 県有地に設置した工作物（建物を含む。）を第三者に譲渡しようとする場合には、使用者は、事前に書面で知事の承認を受けなければならない。また、新所有者から知事に公有財産使用許可申請書を提出させなければならない。

(包括承継の手続き)

- 13 使用者の死亡等の場合において、相続人その他の包括承継人が、使用許可に基づく地位を承継して引き続き物件を使用しようとするときは、直ちに書面で知事の承認を受けなければならない。

(疑義の決定)

- 14 この許可について疑義のあるとき、その他物件の使用について疑義が生じたときは、すべて知事の決定するところによる。

●（審査請求および取消訴訟の教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。